

大雨による林地残材等の被害を防ぐための現地指導について

1 現地指導の背景

令和4年8月3日、県北地域を中心とした大雨災害がありました。二戸管内では、主に一戸町や九戸村で甚大な農林被害や土木被害が発生し、特に、一戸町においては、町道の路面決壊や土砂流入、法面崩落が方々で見られました。

そのような状況の中、今回の大雨災害を契機として、皆伐後の林地残材等が災害を誘引することが心配されたため、一戸町内で大きな面積の皆伐をしている素材生産業者二社を対象に、林地残材の取扱いなどについて、現地指導を行いました。



2 指導の内容

現地指導では、県が策定した「伐採・搬出・再造林ガイドライン」（令和3年3月26日付け）を基に、“伐採区域の検討”、“林地残材等の流出防止”と“作業道（搬出路）の作設”にポイントを絞って説明しました。

- (1) 伐採予定区域が10haを超える大面積の場合は、区域を複数に分割して、伐採を空間的、時間的に分散させる。
- (2) 溪流等に落ちた端材等は、最大水位高から2m以上高い位置に安定した状態で置

く。また、沢沿いや急斜面の枝条残材は、杭などにより安定した状態で置く。

- (3) 急傾斜地や溪流に隣接している場所では、路網の作設を避ける。また、やむを得ず溪流を横断する場合、横断する箇所をできるだけ少なくなるよう配置する。
- (4) 搬出路の作設は、路面排水を考慮し屈曲部を設けるとともに、水切り等の排水施設を設ける。



3 おわりに

今回の現地指導を通じて、県が作成したガイドラインを事業体に浸透させるためには、対面による地道な指導が必要だと感じました。

また、事業者の責任者から、「今後、一度に大きな面積の皆伐は控えたい。」という言葉聞くことができたのは、大きな収穫だったと思います。

大雨などによる災害が、“山の伐採のせい”と言われないためにも、今後、機会を捉えて事業者への現地指導を行っていきたいと考えています。